

令和6年1月26日

医療・介護・保育分野における 職業紹介事業について

『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』について

- ・人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野において、職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生していることから、令和5年2月1日より都道府県労働局に特別相談窓口を設置
- ・相談窓口に寄せられた情報を基に、職業紹介事業者手数料の明示義務違反等がないか把握し、必要な対応を行うもの

窓口設置の経緯

- ・医療・介護・保育分野に従事する労働者を採用する際、職業紹介事業者に支払う**手数料が高い**、**転職勧奨により早期離職**してしまうといった指摘が寄せられている。
- ・これまで、手数料等の情報開示の義務化や適正な事業者を認定する制度の創設などの取組を行ってきたが、更なる対応として、医療・介護・保育分野の求人者が相談しやすくなるよう窓口を明確化し、法令違反等の相談があった場合は、指導監督等必要な対応を行う。

職業紹介事業者の遵守事項

- ・**職業紹介手数料等の情報開示義務**
- ・職業紹介手数料の**返戻金制度の勧奨**
- ・自らの紹介により就職した者（※）に対して、**就職後2年間の転職勧奨の禁止**（※）無期雇用契約に限る
- ・転職の勧奨につながるような求職者への**「就職お祝い金」などの禁止**

<関係団体へ周知>

医療分野

- ・（公社）全日本病院協会
- ・（公社）日本医師会
- ・（一社）日本医療法人協会
- ・（公社）日本看護協会
- ・（公社）日本歯科医師会
- ・（公社）日本精神科病院協会
- ・（一社）日本病院会

介護分野

- ・（一社）全国介護事業者連盟
- ・（社福）全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・高齢者住まい事業者団体連合会
 - （公社）全国有料老人ホーム協会、
 - （一社）全国介護付きホーム協会、
 - （一社）高齢者住宅協会
- ・（公社）全国老人福祉施設協議会
- ・（公社）全国老人保健施設協会
- ・（一社）『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会

保育分野

- ・（社福）全国社会福祉協議会 全国保育協議会
- ・（公社）全国私立保育連盟
- ・（社福）日本保育協会
- ・（特非）全国認定こども園協会
- ・（一社）全国認定こども園連絡協議会
- ・認定こども園連盟
- ・全日本私立幼稚園連合会
- ・（特非）全国小規模保育協議会
- ・（公財）児童育成協会
- ・（公社）全国保育サービス協会

職業紹介事業者

- ・（一社）日本人材紹介事業協会
- ・（公社）全国民営職業紹介事業協会

医療・介護・保育分野の職業紹介事業者に対する集中的指導監督の実施

指導監督の対象

- 3分野の無期雇用紹介実績がある有料職業紹介事業者

主な確認事項

（職業紹介事業者）

- 手数料の額・率、そこに含まれるサービスの内容に関する求人施設への明示義務
- 返戻金制度を設けている場合は、その内容に関する求人施設への明示義務
- 労働市場への情報開示義務（手数料率、6か月以内の離職状況、返戻金制度の有無・内容等）
- 求人施設や求職者からの苦情に適切に対応するための体制の整備
- その紹介により無期雇用就職した者に対する2年間の転職勧奨の禁止
- お祝い金の提供禁止

（求人者）

- 手数料、返戻金、お祝い金、退職勧奨等に関するトラブル等について求人施設からの情報収集を実施

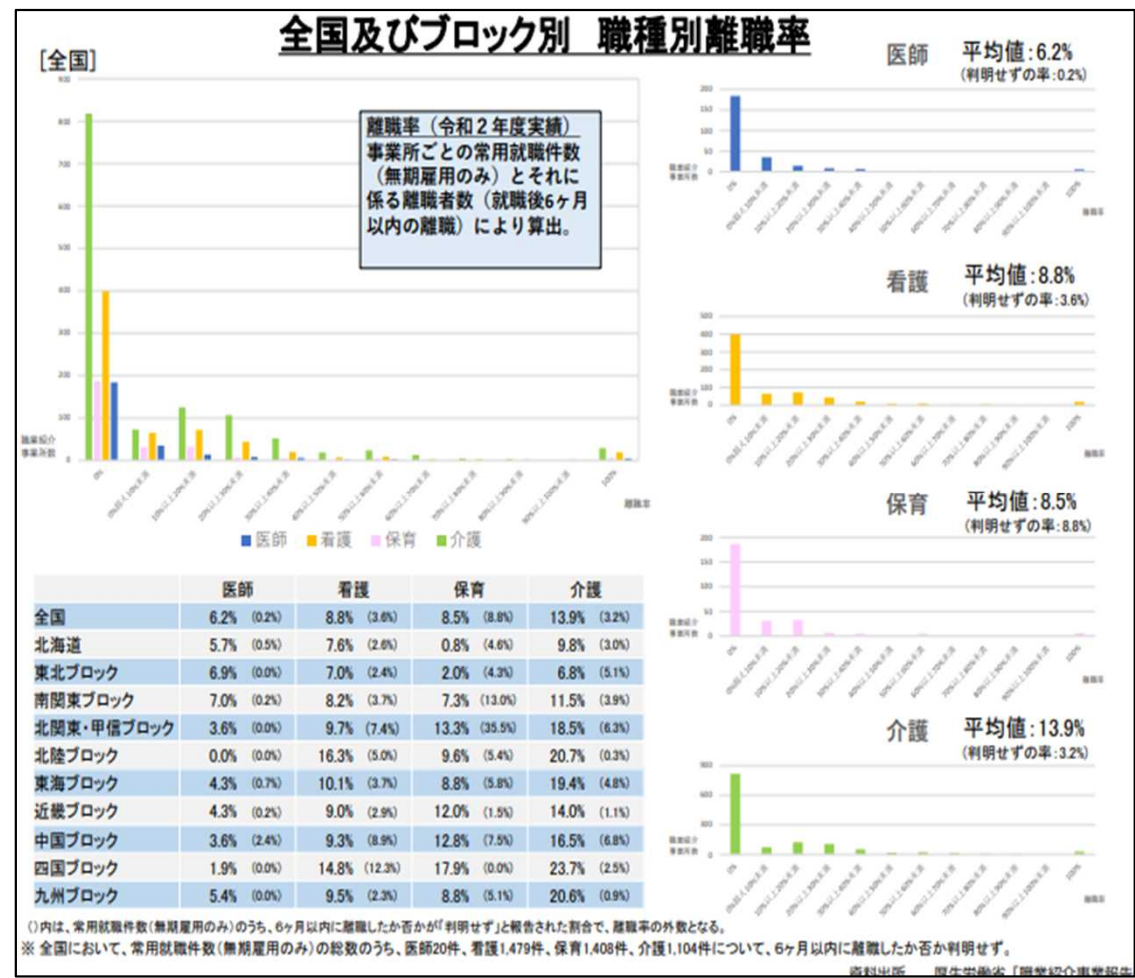
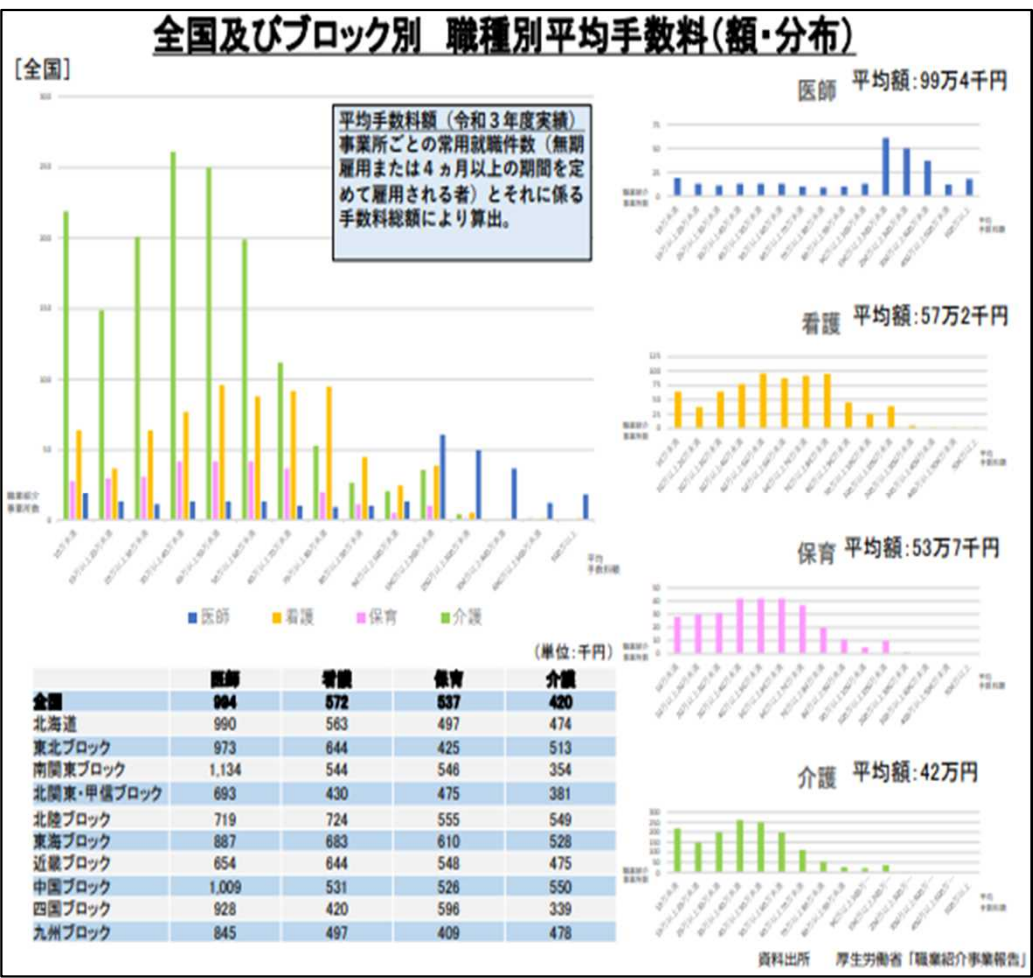
実施スケジュール

- 令和5年度中 都道府県労働局において指導監督を実施

地域ブロック別の職種別平均手数料・分布、職種別離職率について

「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）を踏まえ、職業安定法（昭和22年法律第141号）にて、職業紹介事業者に対して提出を義務づけている「職業紹介事業報告」を活用し、令和5年11月に医療・介護・保育分野における「地域ブロック別の職種別平均手数料・分布、職種別離職率」を厚生労働省ホームページにて公表。

※公表資料の一部抜粋



医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度

- 法令遵守等の基準を満たす、適正な紹介事業者を認定して「見える化」を推進。
- これにより、求人施設等が、サービスの質や内容を予め把握した上で、適正な事業者を選択可能にする。

- 認定基準は、2種の基準群から構成
 - ・法令遵守等の「必須基準」と
 - ・より良いサービス提供のための「基本基準」

必須基準

法令遵守など、必ず満たさなくてはならない基準
医療、介護、保育の各分野別に定められた16～18項目のすべてをクリアする必要

例

- ✓ 職種別に手数料を公表している
- ✓ 早期離職時の返戻金制度を設けている
- ✓ 求職者に「お祝い金」を支給していない
- ✓ 自らの紹介により就職した者に対し、転職勧奨をしない
- ✓ 求人者の意向に沿わない過度の営業を行わない
- ✓ 要配慮個人情報、本人の同意を得ないで取得していない
- ✓ 都道府県労働局から職業紹介事業に関し、職業安定法に基づく是正指導を受けていない（過去に受けた是正指導は是正済みであること）

基本基準

求職者や求人者に対してより良いサービスを提供するために満たすことが望ましい基準
各分野別に定められた11～13項目のうち概ね7割以上の項目をクリアする必要

例

- ✓ 求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約を把握した上で、適した就業先の紹介を行っている
- ✓ 求人者からの求人申し込みは、電話だけでなく、書面、FAX、メールで受け付けている
- ✓ 手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し理解を得た上で、契約締結により事前合意している
- ✓ 求人者の採用背景、経営方針・理念、組織・人人体制等についても求人者からの情報開示に基づき的確に把握し、求職者に伝えることによりマッチングの精度を高めている

本認定制度は以下団体の協力により創設

医療分野

- ・（公社）全日本病院協会
- ・（公社）日本医師会
- ・（一社）日本医療法人協会
- ・（公社）日本看護協会
- ・（公社）日本歯科医師会
- ・（公社）日本精神科病院協会
- ・（一社）日本病院会

介護分野

- ・（一社）全国介護事業者連盟
- ・（社福）全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
- ・ 高齢者住まい事業者団体連合会
 - （公社）全国有料老人ホーム協会、
 - （一社）全国介護付きホーム協会、
 - （一社）高齢者住宅協会
- ・（公社）全国老人福祉施設協議会
- ・（公社）全国老人保健施設協会

保育分野

- ・（社福）全国社会福祉協議会 全国保育協議会
- ・（公社）全国私立保育連盟
- ・（社福）日本保育協会

適正認定事業者 49社*

（医療分野38社、介護分野22社、保育分野13社）

※令和5年6月時点

【認定マークの付与】



【特設サイトで公表】



ハローワークにおける人材確保支援について

支援の概要

- 医療・介護・保育分野等の人材確保を強化するため、主要なハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置（全国 115カ所に設置し、専任のスタッフを配置）

＜コーナーにおける支援内容＞

- ・求人者に対し、求職者のニーズを踏まえ、求人充足のための求人条件の見直しや求人票の書き方のコンサルティング
- ・求職者に対し、担当者制（マンツーマン方式）によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・業界団体、関係機関等と連携した業界の魅力発信・求職者の掘り起こし、ツアー型面接会や就職面接会などのマッチング機会の提供

支援実績（医療・介護・保育）

- 人材確保対策コーナーを通じ、**約4.8万人が就職**（ハローワーク全体（3分野）では**約17.5万人**（令和4年度））
- 業界団体・自治体等と連携したセミナー、就職面接会、職場見学会を延べ約5,100回開催（令和4年度）

取組事例（医療・介護・保育）



〔ツアー型面接会〕（看護）

看護師等を募集している病院での面接と施設見学をセットにし、ハローワーク職員が同行して実施



〔お仕事相談会〕（介護）

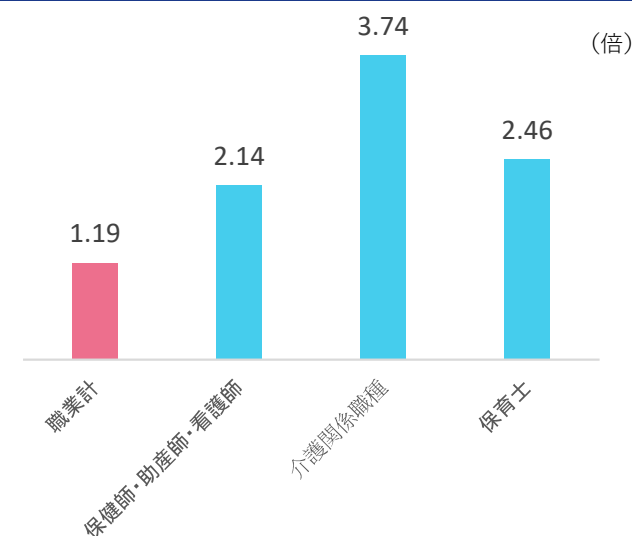
介護ロボットの展示・体験会と併せた就職相談会を県と連携して開催



〔保育セミナー〕（保育）

未経験・ブランクのある有資格者を対象に、保育施設の種類の、保育所の一日の流れ等を説明するセミナーを開催

（参考）有効求人倍率（2022年度平均）



（※）職業安定業務統計（パートタイムを含む常用）、保育士は特別集計。

【医療・介護・感染症対策分野】

（4）働き方の変化への対応・運営の合理化

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 |
|-----|--|---|---|
| 18 | 医療・介護・保育分野における人材確保の円滑化のための有料職業紹介事業等の制度の見直し | <p>厚生労働省は、医療、介護（高齢者のみならず、障害者等に対するものを含む。以下本項において同じ。）及び保育分野（以下「3分野」という。）における人手不足を背景に、3分野の求人者において、職業紹介事業者（以下「紹介事業者」という。）に支払う紹介手数料に対する負担感が強く、また、一部の3分野の事業者において短期間での離職が多いとの指摘があることを踏まえ、既に、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」の創設、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号。以下「指針」という。）の改正によるいわゆるお祝い金の禁止、都道府県労働局への「『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口」の設置、ハローワークにおける3分野のための人材確保対策コーナーの拡充などを実施してきたものの、依然として3分野の人手不足は深刻であり、また、3分野を扱う紹介事業者の有料職業紹介業務の質や、紹介手数料やいわゆるお祝い金などに関する問題も引き続き指摘されていることを踏まえ、次の措置を講ずる。</p> <p>a 厚生労働省は、3分野を扱う紹介事業者において、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することを禁止する指針の規定や紹介事業者がその紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し2年間の転職の勧奨を禁止するといった指針の遵守が徹底されるよう、3分野の求人者向け特別相談窓口をより広く周知し、3分野の求人者からの相談を積極的に受け付けるとともに、3分野を扱う紹介事業者への集中的指導監督を実施する。なお、その際、紹介事業者による指針違反の具体的状況を求人者が把握することは困難であることを踏まえた相談受付を行うとともに、集中的指導監督に当たっては、紹介事業者の紹介先求人者等に対する調査を含め、より実効性のある調査手法を活用することとする。</p> <p>b 厚生労働省は、aの集中的指導監督の効果を把握した上で、必要に応じ所要の措置を検討する。</p> <p>c 厚生労働省は、求人者が紹介事業者を選択する際の参考となるよう、3分野を扱う紹介事業者により就職した者の離職や紹介手数料に関する統計データを適切に利活用することにより、実勢手数料の平均値及び分布並びに職種別離職率について、地域（紹介事業者数に応じて、都道府県又はより広域のエリア）ごと及び職種ごとに、毎年度公表する方向で細部を検討し、結論を得る。 厚生労働省の「人材サービス総合サイト」で公開されている紹介事業者ごとの離職状況について、「判明せず（人）」欄に多数を計上しており、離職率の正確な状況が明らかでない紹介事業者が存在することを踏まえ、当該欄に計上した人数が相当程度多い紹介事業者に対して、追跡調査を徹底させるとともに、これら離職者数の公表期間を、現行の2年から5年へ延長する。</p> <p>d 厚生労働省は、求人者が適正な紹介事業者を選択できるよう、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について、更なる改善を図るため、3分野の求人者のニーズを踏まえ、6ヶ月以内の離職の場合に相当額の手数料の返還を行うことを含め、認定基準の追加等について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>e 厚生労働省は、ハローワークの人材確保対策コーナーを中心に、労働者が定着しない個々の理由に着目した求人者への支援強化を、関係機関と協力して実施する。また、業界団体と連携したイベントの開催等を積極的に実施するとともに、オンライン上での求人者・求職者双方の利用を推進する。 ハローワークが求職者支援のみならず求人者に対する支援機能をこれまで以上に発揮するとともに、介護施設等の合理的な選択を可能とするため、ハローワークごとの職種別の就職実績を毎年度公表する。</p> | <p>a,e：令和5年度措置 b：令和6年度検討 c：（前段）令和5年度検討・結論、（後段）令和5年度措置 d：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> |